



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 朝倉台東4丁目
B 朝倉台東4丁目

請求部	所在	桜井市朝倉台東五丁目			地番	667番23		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成23年11月14日
奈良地方法務局桜井支局
登記官

5 枚目

申請番号：2-49
(1/1)

A3 → A4 縮小